

「平成25年度第2回熊本市大規模小売店舗立地協議会」議事録（要旨）

I 日 時 平成25年7月4日（木） 15:00～15:20

II 場 所 熊本市役所 花畑町別館1階中会議室

III 委員名簿 別添協議会資料のとおり

IV 事務局 熊本市農水商工局商工振興課

V 次 第

1 開会

2 議事 「（仮称）西松屋熊本川尻店・エースイワサキ川尻店」、「ベスト電器北熊本店」に対する意見について

3 閉会

VI 協議結果概要

事務局から、届出概要、住民等・学識経験者・関係各課からの意見・要望事項の提出状況、市意見案と考え方について説明した後、協議を行った。

1 「（仮称）西松屋熊本川尻店・エースイワサキ川尻店」に対する意見について

〔事務局説明〕

- 大規模小売店舗立地法の目的及び配慮すべき指針を勘案した結果、届出に対する市の意見はなし。
- ただし、学識経験者・関係各課の指摘内容をそれぞれ踏まえて、下記のとおり留意事項を付記する。
 - （1）本件届出に伴う交通流の変化により、交通渋滞や交通事故等、周辺地域の生活道路等への影響その他の交通障害等が生じるおそれが認められる場合には、速やかに関係機関と協議の上、必要な対策を講じること。
 - （2）敷地境界線上c、d地点において、来客車両走行音に係る夜間の騒音レベル最大値の予測結果が騒音規制法の夜間の規制基準を超えているため、必要に応じて基準以下になるよう適切な騒音対策を講じるとともに、住民等からの苦情が発生した場合は、誠意をもって対応すること。
 - （3）緑化の推進及び良好な景観形成のため、緑化及び中高木の植栽に努めること。
 - （4）屋外照明や広告塔照明の設置については、周辺住居等に光害が発生しないよう照明の配置や方向、強さ、点灯時間に配慮すること。
 - （5）「大型店の立地に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、「大型店に求める具体的な地域貢献策」その他の地域貢献に積極的に取り組むこと。

[質 疑]

無

[総 括]

本件については、市の意見はなし、ただし、留意事項として意見案に記載の内容を設置者へ通知する。

2 「ベスト電器北熊本店」に対する意見について

[事務局説明]

- 大規模小売店舗立地法の目的及び配慮すべき指針を勘案した結果、届出に対する市の意見はなし。
- ただし、学識経験者・関係各課の指摘内容をそれぞれ踏まえて、下記のとおり留意事項を付記する。
 - (1) 本件届出に伴う交通流の変化により、交通渋滞や交通事故等、周辺地域の生活道路等への影響その他の交通障害等が生じるおそれが認められる場合には、速やかに関係機関と協議の上、必要な対策を講じること。

[質 疑]

無

[総 括]

本件については、市の意見はなし、ただし、留意事項として意見案に記載の内容を設置者へ通知する。

3 次回開催予定について

[開催予定時期] 平成25年10月下旬

[協議予定事項] 「ダイレックス熊本店」に対する意見について